

第 2 次田村市総合計画

（序論）

（基本構想）

2026/7/16 現在

市長あいさつ

私たちのまちづくり Story

～目次～

第1編 序論

第1章 計画の基本事項	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の構成・期間	3

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの基本方針	4
1 まちの将来像(私たちの目指すまちの姿)	5
2 将来人口	6
3 土地利用方針・将来都市構造	7
4 施策体系	10
第2章 まちづくりの目標	11
目標1 働きたいまち（産業振興）	11
目標2 学べるまち（学校教育・生涯学習）	11
目標3 安心と絆のまち（健康・医療・福祉）	12
目標4 住みたいまち（住環境）	12
目標5 支えあいのまち（コミュニティ・行政経営）	12
第3章 復興の加速化	13
1 復興・創生に向けた次なるステージへ	13
2 復興・創生に向けての課題	13
3 復興・創生への施策	13
第4章 計画の推進	14
1 計画の推進体制	14
2 計画の進行管理	15
3 計画の見直し	15

第3編 後期基本計画

第 1 編

序論

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

田村市(以下「本市」という。)のまちづくりは、平成19年度(2007年度)から「第1次田村市総合計画」(以下「第1次計画」という。)がスタートし、東日本大震災(以下「震災」という。)及び福島第一原子力発電所事故(以下「原発事故」という。)に伴う避難と復興という大変な道のりの中、「あぶくまの人・郷・夢を育むまち～はつらつ高原都市 田村市～」の将来像実現に向けて各施策を進めてきました。

この第1次計画が令和3年度(2021年度)に期間満了を迎え、令和4年度(2022年度)に第2次田村市総合計画(以下「本計画」という。)を策定しました。

本計画は、基本構想(計画期間:令和4年度～13年度)及び基本計画(計画期間:(前期)令和4年度～8年度、(後期)令和9年度～13年度)からなり、まちづくりの長期的な将来ビジョンを明らかにし、その実現に向けて重要かつ全市的な取組み、個別分野の方向性等を定めるもので、市政運営の最上位計画として位置付けています。また、市民、地域、関係団体、企業、行政が将来ビジョン及び個別分野の方向性を共有し、全市を挙げて推進する「まちづくりの指針」となるものです。

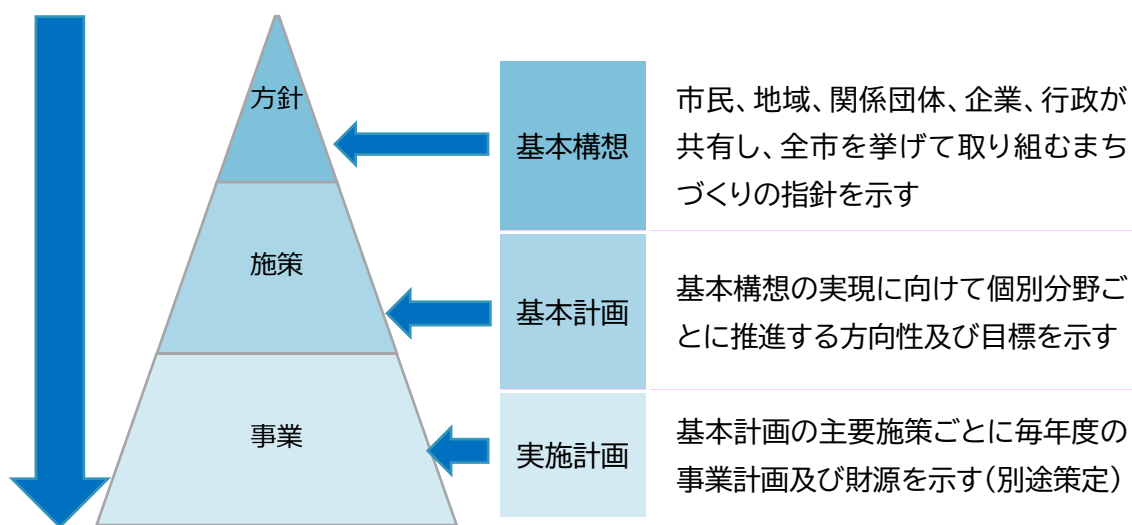
本計画策定から5年が経過し、少子化・高齢化の急速な進展に伴い、本格的な人口減少社会が到来している中、AI・デジタル技術の発展・普及により産業、文化、教育、福祉医療など、あらゆる分野に大きな変化がもたらされるとともに、人々の価値観やライフスタイルの多様化・複雑化が加速しています。また、東京一極集中の陰で、地方における若年層や女性の流出、経済活力の低下などが深刻化し、全国各地において、「地方創生2.0 基本構想」に基づく地方創生の取組みを進めていくことが求められています。

豊かな自然環境を守りつつ、子どもから高齢者まですべての市民が幸せを実感しながら暮らし、その中で、生き活きとした経済活動が営まれる持続可能な社会を実現していくためには、行政のみならず市民や事業者などあらゆる主体が一丸となって、時代の潮流を的確に捉えながら、それに適応したまちのビジョンを共有し、その実現に向け取り組んでいくことが重要です。

これら社会情勢と前期基本計画の評価・検証結果を踏まえ、「ワクワクがとまらない 自然とチャレンジがいきるまち 田村市」の実現に向け、総合的かつ計画的な行政運営の指針として、市民や事業者などあらゆる主体が共有できる中長期的なビジョンを示すために、「第2次田村市総合計画 後期基本計画」を策定しました。

2 計画の構成・期間

【計画構成】 本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。



【計画期間】

「基本構想」は、令和4年度(2022年度)～令和13年度(2031年度)の10年間です。

「基本計画」は、前期計画が令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度)の5年間、後期計画が令和9年度(2027年度)～令和13年度(2031年度)の5年間です。

「実施計画」は、1期3年間とし、毎年度更新(ローリング)します。

令和	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
西暦	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
基本構想	令和4年度(2022年度)～令和13年度(2031年度)(10年間)									
基本計画	前期:令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度)					後期:令和9年度(2027年度)～令和13年度(2031年度)				
実施計画	3年間			3年間			3年間			

第 2 編

基本構想

第1章 まちづくりの基本方針

1 まちの将来像(私たちの目指すまちの姿)

令和4年6月に、10年後の未来に向けてまちづくりに取り組む指針となる本計画を市民の皆さまと策定しました。田村市の宝である「自然」と「人」が原動力となり、ずっとワクワクできるまちへ。みんなで取り組むその一歩一歩が、目指す未来へ。新しい将来像のもと、市民の皆さまと一緒に“田村市らしいまちづくり”を進めてまいります。

まちの将来像

ワクワクがとまらない 自然とチャレンジがいきるまち 田村市

「ワクワクがとまらない」

- 心躍らせることを表現する「ワクワク」という言葉は、小さな子どもをはじめとする、次世代を担う若年層にも届くメッセージです。
- 市民がずっと「ワクワク」し続けることは、一人一人の心を豊かにし、生活に嬉しさや楽しさを増やすだけでなく、「ワクワクできる田村市」が新たな魅力となり、市外からの人を呼び込む交流や移住・定住が促進されます。

「自然とチャレンジがいきるまち」

- 「自然」と「人」という貴重な資源や魅力を「生かす」ことがまちづくりに重要です。
- 社会情勢の変化を「発展のチャンス」と捉えて積極的な行動(チャレンジ)が不可欠です。あわせて「チャレンジできる」「チャレンジを応援する」ことが当たり前(自然)となる地域づくりを目指します。

2 将来人口

国及び福島県全体の人口減少が進む中、国の推計によると、本市の人口は将来、3万人を下回ることが予想されています(国立社会保障・人口問題研究所(社人研) **令和5年(2023 年)推計**)。

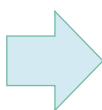
持続的な発展を目指す本市は、こうした見通しを踏まえた上で、豊かな自然と歴史文化を生かし、産業振興、教育、医療・福祉、住環境、市民協働の各分野の取組みを着実に推進し、取組みの成果として定住化と雇用拡大を図り、人口減少に歯止めをかけることを目標としています。この目標を示す指標として、計画期間の最終年度の令和13年(2031年)人口を次のように定めます。

将来人口

令和2年(2020年)

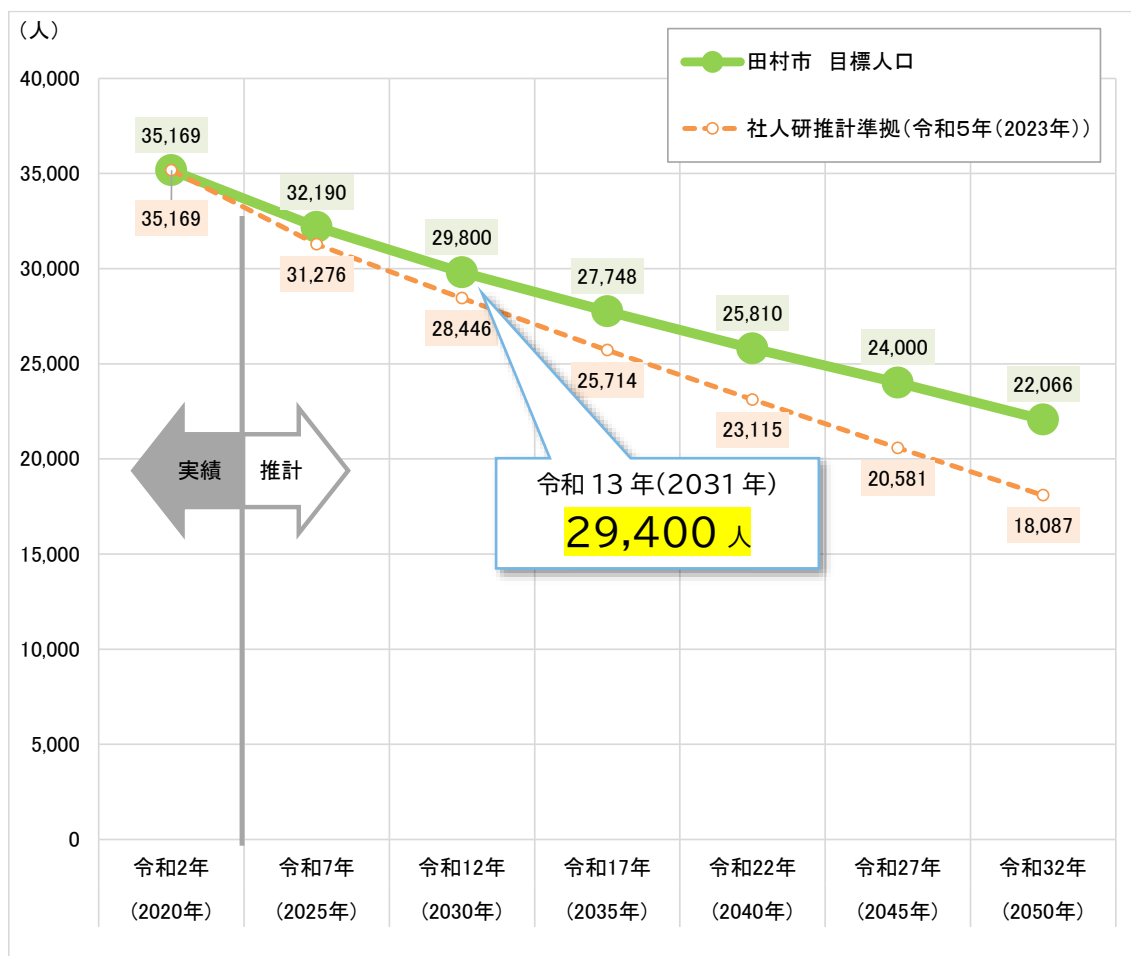
令和13年(2031年)

35,169人(国勢調査)



29,400人

【田村市人口推計、社人研人口推計】



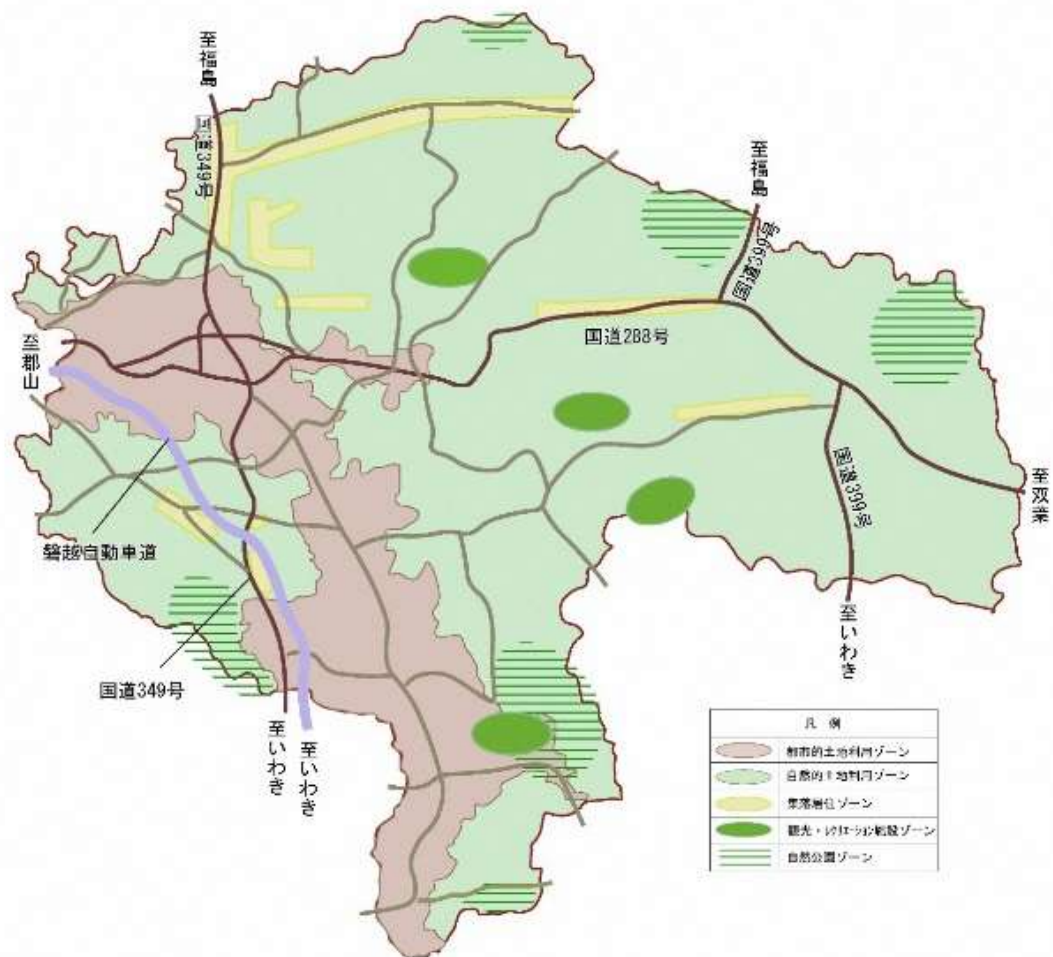
資料: 令和2年(2020年)は国勢調査、
令和7年(2025年)以降は国立社会保障・人口問題研究所将来推計人口
(日本の地域別将来推計人口令和5年(2023年)推計)

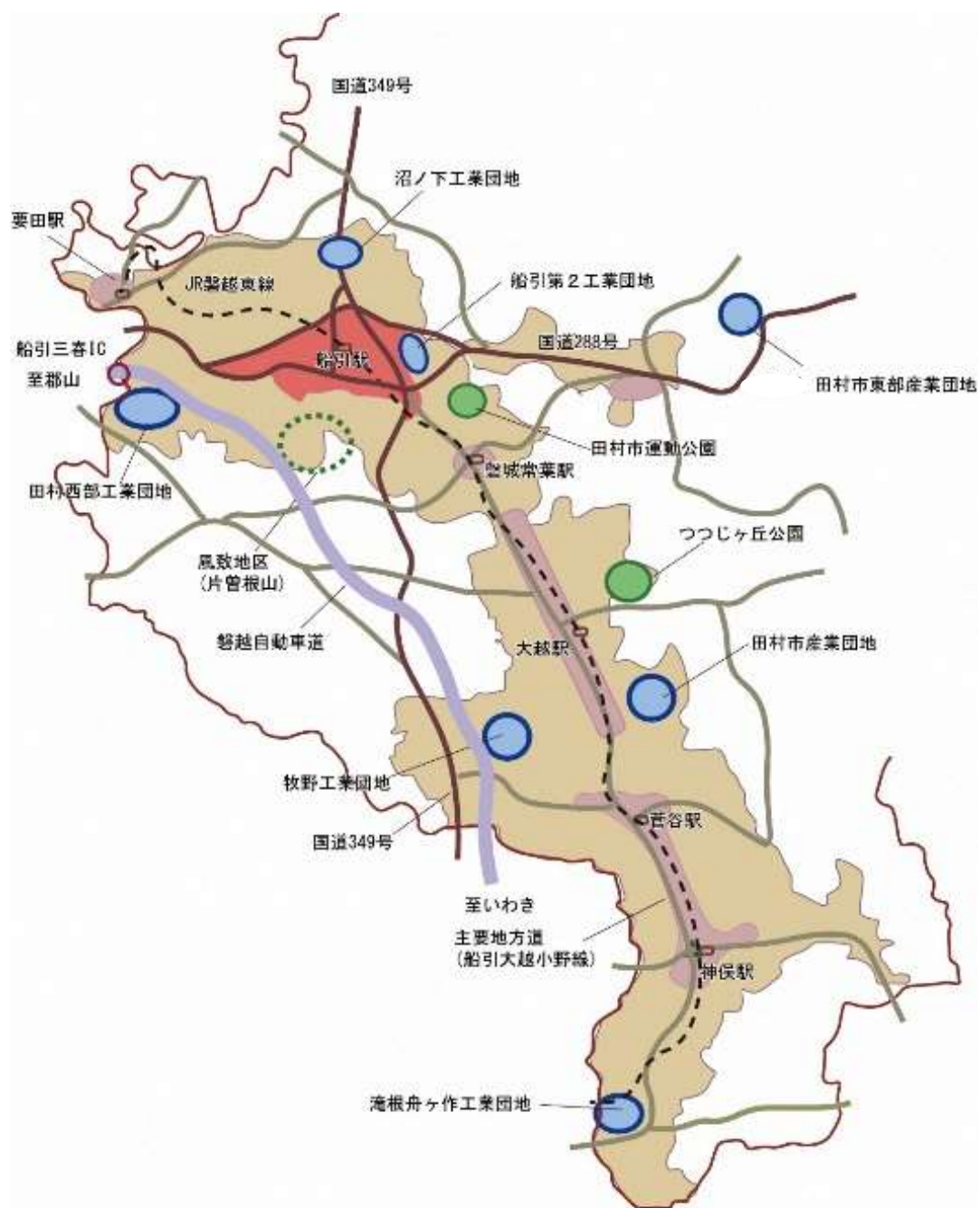
3 土地利用方針・将来都市構造

(1)土地利用の基本理念

- 1 地域の個性と連携に配慮した土地利用の推進
- 2 保全と活用の調和した土地利用の推進
- 3 個別計画と連携した計画的な土地利用の推進

(2)土地利用方針図



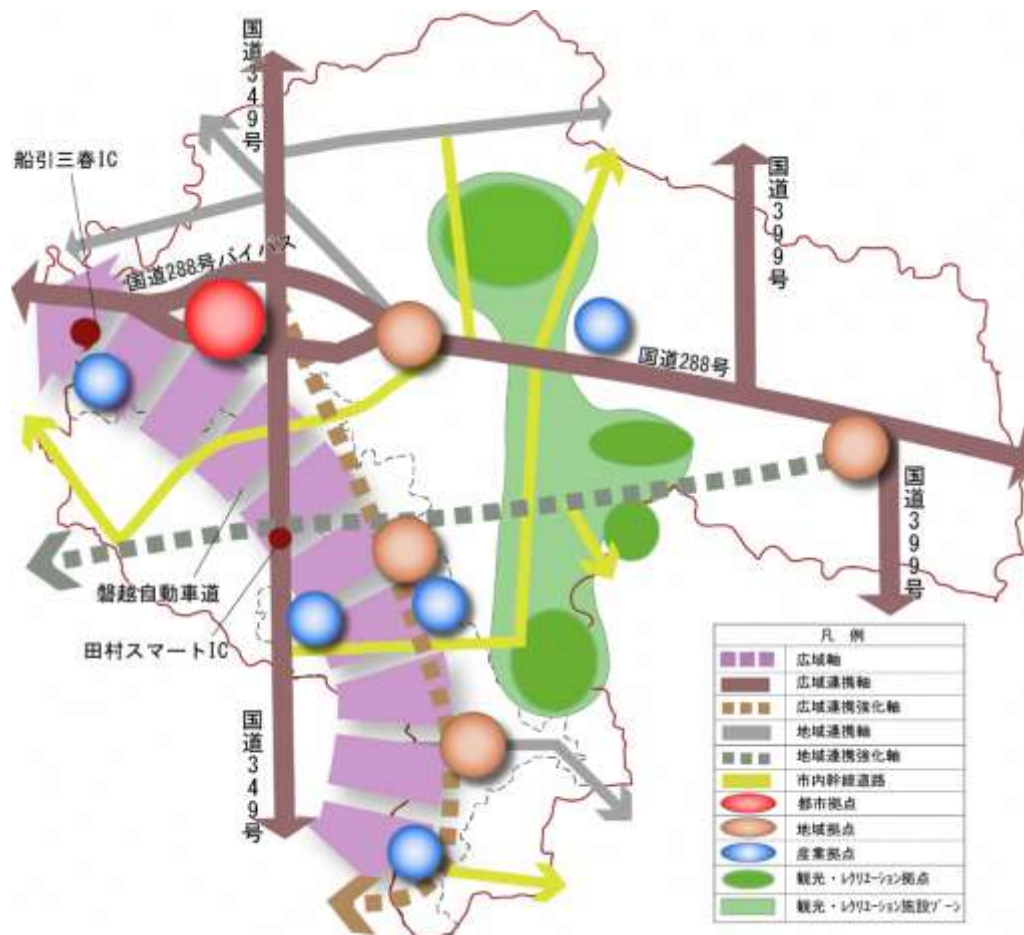


凡 例			
	中心市街地ゾーン		都市基幹公園
	地域拠点ゾーン		都市計画区域
	産業系土地利用ゾーン		

(3)将来都市構造

将来の都市構造は、都市拠点・地域拠点間の連携強化と地域固有の生活や産業・経済を維持していくことを視点に、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考えに基づいた集約と連携強化の都市構造の形成を図ります。

【将来都市構造図】



区分	名称	対象
都市軸	広域軸	JR磐越東線、磐越自動車道
	広域連携軸	国道288号、国道349号、国道399号
	広域連携強化軸	主要地方道船引大越小野線
	地域連携軸	主要地方道浪江三春線、主要地方道小野富岡線、一般県道本宮常葉線
	地域連携強化軸	主要地方道郡山大越線、一般県道富岡大越線、一般県道あぶくま洞都路線
都市拠点	都市拠点	船引地域の市街地
	地域拠点	滝根地域、大越地域、都路地域、常葉地域の中心部
	産業拠点	舟ヶ作工業団地・田村市産業団地、大越牧野工業団地、常葉工業団地、田村西部工業団地、沼ノ下工業団地、船引第2工業団地、(仮称)田村市東部産業団地
	医療拠点	たむら市民病院、その周辺に集積する小規模医療施設、福祉施設
	観光・レクリエーション拠点	あぶくま洞、ムシムシランド周辺、松山高原、グリーンパーク都路
	観光・レクリエーション施設ゾーン	観光・レクリエーション拠点の機能的な連携(広域交流の促進とネットワーク形成)

4 施策体系

将来像	目標	分野
ワクワクがとまらない 自然とチャレンジがいきるまち 田村市	1 働きたいまち (産業振興)	1 農林業
		2 商工業
		3 観光
	2 学べるまち (学校教育・生涯学習)	1 学校教育
		2 生涯学習(芸術・文化、スポーツ、文化財)
	3 安心と絆のまち (健康・医療・福祉)	1 健康づくり・医療
		2 子育て支援・少子化対策
		3 地域福祉(社会福祉、高齢者、障害者等)
	4 住みたいまち (住環境)	1 住環境(都市整備、社会インフラ、住宅、公園・緑地・水辺、資源循環型社会)
		2 安全な地域 (防災、消防、防犯・交通安全、消費者)
		3 関係人口の拡大、移住・定住化対策
	5 支えあいのまち	1 コミュニティづくり
		2 行政経営

第2章 まちづくりの目標

目標1 働きたいまち（産業振興）

◇10年間の全体方針

中山間地域である本市における産業の強靱化は定住化に向けた重要な基盤であり、まちを活性化する「エンジン（原動力）」であることから、社会情勢の変化を積極的に取り入れ、今後10年間とその先を見据える視点が極めて重要となります。

地域産業を大切に守り育てる経済政策を基軸に置き、すべての産業において挑戦する人々への応援、事業成長や経営効率を高めるデジタルトランスフォーメーション(DX^{*1})、誰もが活躍できる労働環境を推進し、官民協働で産業の強靱化を図ります。

目標2 学べるまち（学校教育・生涯学習）

◇10年間の全体方針

人口減少と少子高齢化が進む社会においては、一人一人の力を育てる教育と、より良い地域と社会のために市民の力が発揮される環境による、「人づくり」を根幹とするまちづくりがこれまで以上に重要になります。

学校教育・青少年健全育成は、子どもたちが主役となる未来の社会を見据えて、グローバルな世界で一人一人が自らの夢に向かって人生を切り拓く力をつけることができる、本市独自の学校教育を地域との協働で推進します。

人生100年時代を見据えた生涯学習は、市民一人一人が自分の可能性を最大限に広げ、生涯にわたって楽しみと生きがいを実現する取組みの充実を図り、地域活性化と社会の発展につなげる仕組みの構築を図ります。

^{*1} デジタルトランスフォーメーション(DX)とは、データとデジタル技術で新たなビジネスモデルの創出や企業文化・風土を変革し、企業の競争力を高めること。

目標3 安心と絆のまち（健康・医療・福祉）

◇10年間の全体方針

少子高齢社会を迎えた今日、長寿化に伴い健康志向が高まる一方で様々な福祉課題も顕在化しています。保健・医療・福祉分野は市民の暮らしを支える上でとても重要な分野であり、より質の高い医療と一人一人の健康を支える体制の充実、切れ目のない子育て支援と少子化対策の充実、地域の絆を生かす地域共生社会の深化とともに、それぞれの分野で先端技術を活用して質の高いサービスを実現し、すべての世代が安心して暮らすことのできる、安心と絆のまちづくりを推進します。

目標4 住みたいまち（住環境）

◇10年間の全体方針

豊かな自然と利便性との調和や安心・安全なまちに対する期待は高く、市民生活全般にわたるデジタル化等を進め、人口減少と少子高齢化に適した都市基盤を構築することが必要になります。

今後10年間とその先の人口構造にふさわしいコンパクトな都市構造を目指し、先端技術の社会実装化等による「超スマート社会」と脱炭素社会（カーボンニュートラル）の着実な実行、市民の生命と暮らしを守る安心・安全なまちづくりを推進します。また、地方移住への関心の高まりを生かし、清涼で豊かな自然の中ですべての世代が居心地良く安心して暮らすことのできる、市内外の人々が住みたいまちを形成します。

目標5 支えあいのまち（コミュニティ・行政経営）

◇10年間の全体方針

市内外の人々が訪れたい、住みたいまちを実現するためには、地域活性化やまちづくりにみんなが力を出しあうことが重要です。みんなの力が地域の魅力を高め、活気に満ちたまちづくりを進める大きなパワーになります。

今後10年間とその先のまちづくりを見据えて、「市民が地域を元気にする」を合言葉として、市民の主体性と独創性を大切にする活動の充実を図るとともに、国内外との交流を促進します。

また、行政経営は、市民の声を反映することを基軸とし、直面する課題への対応と中長期的なまちづくりのバランスを配慮するとともに、変化し続ける時代に適した組織運営と財政運営を図ります。

第3章 復興の加速化

1 復興・創生に向けた次なるステージへ

本市は、平成 23 年(2011 年)3月 11 日に発生した震災及び原発事故に伴い、都路地域を中心に一部避難からの復興という大変厳しい道のりを経験しました。

復興に向けた各種施策を平成 24 年(2012 年)3月に「田村市震災復興ビジョン」(以下「復興ビジョン」という。)、さらには第1次計画(後期基本計画)、本計画(前期基本計画)に位置づけ、市民、民間団体、行政等の協働による取組みを推進することで、郷土の復興・再生、ひいては、本市の将来像の実現に向けて全力で取り組んできました。

しかしながら、震災以降、さらに加速した人口減少と少子高齢化及び今なお続く風評被害や、それに起因する産業、教育、健康福祉、住環境、コミュニティ等における様々な課題が進行中であり、国・県、民間機関等の各種団体と一層の連携を図る必要があります。

国においては、令和7(2025)年度に復興事業全体の在り方について見直しを行い、今後も復興・再生には中長期的な対応が必要とした上で、復興に向けた様々な課題について、令和8(2026)年度から令和 12(2030)年度までの「第3期復興・創生期間」で何としても解決していくという強い決意の下、国が前面に立って総力を挙げて取り組むこととしています。

本市では、国・県と一体となり、デジタルトランスフォーメーション(DX)や SDGs 等の新たな時代潮流を地域課題に応じて効果的に活用しながら、市民参加の下、関係者が相互の信頼関係を築き、自主性や創意工夫を最大限に生かし、震災及び原発事故からの復興・創生に取り組んでいく必要があります。

2 復興・創生に向けての課題

本市は、平成 26 年(2014 年)4月に被災市町村でいち早く避難指示が解除され、その後も復興ビジョン、第1次計画(後期基本計画)、本計画(前期基本計画)等に位置づけた各種施策を実施し、インフラ整備、産業の再生等を進めたことにより、避難者の帰還が促進される等の一定の成果がみられました。

しかしながら、生活再建に向けた取組みや長引く風評被害への対応に加え、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題やニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた更なる取組みが求められています。

3 復興・創生への施策

本市が持続可能なまちづくりを推進するためには、引き続き、震災及び原発事故からの復興・創生が大きな柱となります。

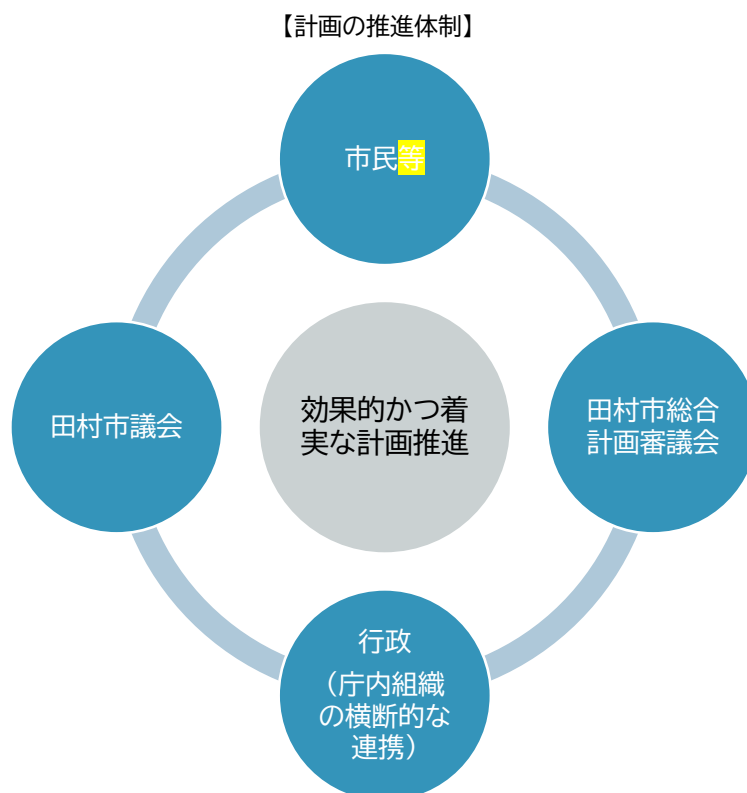
そのため、本計画に復興・創生に向けた各種施策を明確に位置づけ、市民及び関係機関と協力して、復興・創生を着実に進めていきます。

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

本市の将来像の実現に向けて、庁内組織の横断的な連携を図り、全庁を挙げて本計画の効果的かつ着実な推進を図ります。

市民（市民主体の新たな組織等）、市議会、田村市総合計画審議会、地域、関係団体、企業等との協働によるまちづくりを実践します。

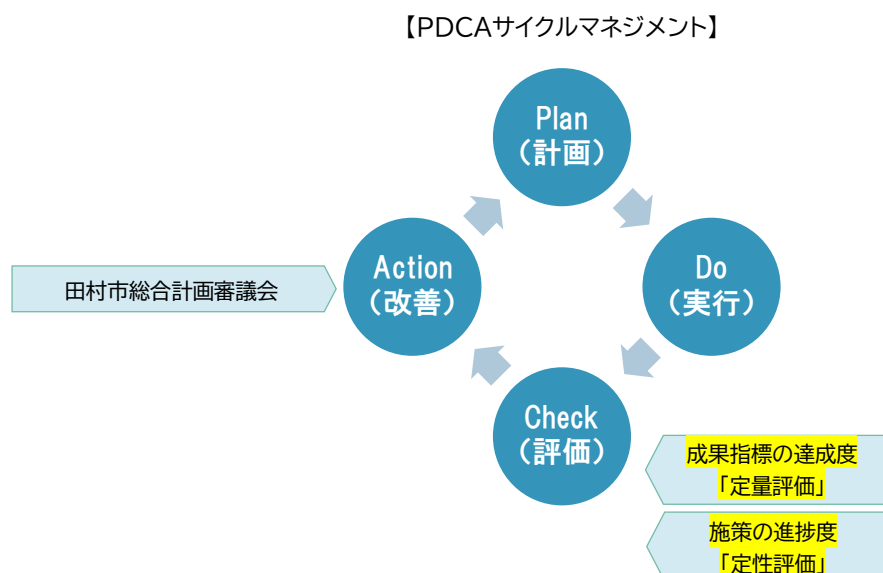


2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCA サイクルマネジメント*2を基本にします。

本計画の進捗度は、行政において成果指標の達成度による「定量評価」と施策の進捗度による「定性評価」の2つの観点から評価します。

田村市総合計画審議会において2つの評価結果に基づき本計画の進捗度を検証するとともに、時代の変化に対して鋭敏で最善のまちづくりに向けての改善や見直しの提言・提案を行います。



3 計画の見直し

次期計画は、国の制度改革、社会経済情勢や市民意向の変化、10 年間のまちづくりの成果を踏まえて、最終年度である令和 13(2031)年度に策定します。

なお、社会経済情勢に大きな変化が生じ、本市のまちづくりに極めて大きな影響を及ぼす場合は、計画期間中に変更・改定する場合があります。

*2 PDCA サイクルマネジメントとは、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)を繰り返し、業務を継続的に改善する管理手法。